

## 令和 5 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	令和 6 年 2 月 2 6 日（月）午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分まで
場 所	東大阪市役所 1 8 階 大会議室
出席者	<p>（委員）阿部委員、☆新崎委員、池畑委員、和泉委員、井上委員、岩浅委員、太田委員、香川委員、川口委員、坂本委員、澤田委員、潮谷委員、高橋委員、中上委員、中川委員、西岡委員、西島委員、濱田委員、原委員、松川委員、村岡委員、☆吉邨委員、以上 22 名（☆委員長代理）</p> <p>（出席者：関係部署職員） 山本副市長 福祉部関係課、生活支援部関係課、子どもすこやか部関係課、健康部関係課 教育委員会関係課、市社会福祉協議会</p> <p>（事務局） 福祉部地域福祉室地域福祉課</p>
議 題	<p>（1）各計画策定について</p> <p>① 第 6 期地域福祉計画 【地域福祉専門分科会・地域福祉課】</p> <p>② 高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画 【高齢者福祉専門分科会・高齢介護課】</p> <p>③ 第 7 期東大阪市障害福祉計画・第 3 期東大阪市障害児福祉計画 【障害者福祉専門分科会・障害施策推進課】</p> <p>（2）その他（計画以外に関する専門分科会等の報告）</p> <p>① 児童福祉専門分科会社会的養育等課題検討部会について（報告） 【児童相談所設置準備室】</p> <p>② 生涯学習と福祉施策の関連性について 【事務局：地域福祉室地域福祉課】</p>
議事要旨	<p>（開会の挨拶：福祉部長）</p> <p>議題（1）各計画策定について 【専門分科会より報告、各計画策定課より説明】</p> <p>&lt;意見・質疑等&gt; （坂本委員） 障害福祉計画のことでお聞きしたい。就労選択支援の計画数値について令和 7 年が月 4 0 名、令和 8 年が月 6 0 名となっているが、1 か月あたりの数値で間違いはないか。計画最終案 2 7 ページの障害支援区分認定者数で、身体・知的・精神障害ならびに難病合わせた認定者総数が令和 5 年度末で 8 4 3 名となっているのに、令和 8 年で年間 7 2 0 名の就労選択支援を行うというのは考えに</p>

くいのでは。

(障害施策推進課長)

計画数値は月毎ではなく、年毎の誤り。修正する。

(坂本委員)

東大阪市いきいき長寿TRYプランのことでお聞きしたい。(本日資料)概要版⑭の第3節「意思決定の支援及び権利利益の保護」において「成年被後見制度利用促進」とあるが、正しくは「成年後見制度利用促進」ではないか。

(高齢介護課長)

ご指摘のとおり、誤りなので修正する。

(原委員)

障害児福祉計画のことでお聞きしたい。概要版14～15ページの、(3)の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置について、令和8(2026)年度目標としてコーディネーターの設置数を1名としているが、各関連分野と協議の場を活性化するのに1名で十分なのか。それとも、今後計画的に人数を増やすのか。あるいはその他の方法で中身を充実させるのか。

(地域支援課長)

本課では令和元年度から医療的ケア児支援会議を開催しており、医療的ケア児のコーディネーターについても議論を進めている。国が示しているのは医療職と福祉職を1名ずつというものであるが、本市では組織としてどう配置するかまだ議論中であり、明確になり次第お示しする。

(西岡委員)

障害児福祉計画のことでお聞きしたい。概要版14ページの(1)に保育所等訪問支援を利用できる体制の構築とあり、現在も保育相談等で保育所に来てもらっているが、今後訪問支援に来られる方が増えるということか。具体的にどのようなことを充実させるのか。概要版15ページの保育所等訪問支援利用者数などの見込量が右肩上がりとなっているが、なぜそう見込んでいるのか。もう1点は障害児の当年度での在園発見について。保育園に入園した時点では健常児としての入園であったが、当年度中に障害が発見され障害児と認定された場合、加配を受けられるが、本市では次年度4月にならないと予算がつかず、新たな人員を配置できない。

他市では、年度途中でも加配の予算がつき、人材が確保でき次第、障害児へつけることができる。そこで、東大阪市としても当年度中に補正予算をつけるなど検討してほしい。

(施設給付課長)

ご指摘のとおり、本市では加配について次年度予算となっているが、今後、補正を組むなど動向を見ながら検討する。

(障害施策推進課長)

保育所等訪問支援については、一般の保育所で障害児の受け入れを進めていくことが大前提となる。障害児が保育所で過ごすための環境整備を充実させたい。この施策を実現していくためには、放課後デイサービスなどの事業者に参加してもらえないか働きかけが必要と考える。また、ニーズがあるので、利用見込数も右肩上がりとしている。体制については課題として認識しており、今後体制整備についても取り組む必要があると考えている。

(西岡委員)

現状としてすぐには変わることはないが、検討いただき進めていただきたい。

(中川委員)

地域福祉計画 69 ページで切れ目のない支援が提示されているが、乳幼児期から学童期に移る前の、在園中の障害の早期発見は重要である。訪問支援のニーズに対応する資源のマッチング等で工夫は必要だと思うが、せっかく早期発見して、保護者も障害受容ができ、面談なども丁寧にやっていて、加配という制度もあるので、何とか制度がうまく機能するように人材確保に努めてほしい。

また、教育現場に行く際にどういう選択肢をされるかは、お子さんの障害特性にもよると思いますが、他市においても加配を当年中に認定決定すれば配置できることがあるのであれば必要な取り組みであると思いました。難しいと思うが、そういう工夫が保護者や在籍されている方への安心に繋がると思いました。

地域福祉計画で5年ごとに調査いただいたのは素晴らしいが、地域福祉計画 34 ページに情報を得る際に活用している媒体について年代別の表が掲載されているが、各福祉サービスについても年代別のクロス集計をとり、必要な情報が必要な年代層に届くように、情報と年代とのマッチングを図ってほしい。特に地域福祉計画 69 ページの図表で、ひきこもりなど自分から発信できない人たちの早期発見をどうしていくのか。どういった居場所をつくっていくのか。改めて障害部会や高齢の分野においても在宅支援の必要性について、またご検討いただきたい。中学校卒業後、高校進学が難しいといった方にも、集う仕組みや情報が届くよう、オンラインの活用も考えてほしい。

(新崎委員長代理)

2点重要なご指摘をいただいた。1点目は切れ目のない支援。今回の障害者計画では就労支援センターについて言及されているが、学齢期から学校の先生方が障害者の就労について学ぶ必要がある。自立支援協議会の中でもそういったお話が出ており、就労支援センターにつながったと聞いている。

2点目は、3つの計画すべてに言えることだが、計画をどのように周知していくか。特に地域福祉計画では、情報を知ることが重要としているうえに、他の計画に比べてもインターネットを活用した広報が進められている。他市では概要版にQRコードをつけるなどして、積極的に子育て層や障害のある方、若い人たちにも見ていただけるようにと工夫している。比較的予算もつけずにできると思うので、検討してほしい。

(新崎委員長代理)

3つの計画については、委員のご意見を踏まえ、審議会として委員長と委員長代理の責任において協議のうえ、まとめさせていただき市長宛に意見具申したいと考えております。委員長と委員長代理にご一任いただけますか。

(各委員)

異議なし

議題(2) その他(計画以外に関する専門分科会等の報告)

- ① 児童福祉専門分科会社会的養育等課題検討部会について(報告)  
【児童相談所設置準備室】

(中川委員)

東大阪市に中核市として児童相談所を設置いただくということは、府の一時保護や施設入所ではなく、東大阪市内の新たに社会的養護にいたる場合は、里親の方や児童福祉施設との連携をとりながら進めていくこととなります。しかし、児童相談所ができれば全て解決ということではなく、社会資源やどういうあり方が適切なのか、母子保健や教育委員会や保護者においてはDVや女性の支援、ケアラーという子どもたちも該当するとなると、本当に横断的に行政部署も進めていくべく事務局の方も整備して下さった。

引き続き、子どもや家庭が色々なスタートをして、次のライフステージに進んでいくうえで、そこの安心安全の確保が色々な領域への相互循環がもたらせると良いと思う。

【議題(2) その他(計画以外に関する専門分科会等の報告)】

- ② 生涯学習と福祉施策の関連性について  
(事務局：地域福祉室地域福祉課)

(原委員)

福祉教育についてももう少し具体的に明示してほしい。これまで専門分科会でも何度も意見をしてきたが、小中学校の義務教育において年間の授業数を設定するところまで踏み込んでいただきたい。

教育委員会は社会福祉審議会には出席しているが、専門分科会ではなかなか参加されないため、意見を言っても活かせていないのではないかと思う。

(学校教育推進室長)

福祉教育を推進するため、専門分科会でも参加したほうが良いのではないかというご意見であったが、事務局と相談し、しっかり連携しながら進めていきたい。

(地域福祉室長)

委員には、これまでの専門分科会で、学校との連携であったり、福祉教育の重要性についてずっとご意見をいただいていた。福祉教育が計画策定だけで終

わらないように、教育委員会に学校の福祉教育がどういったものなのか、どういった取組をしていて、どういった課題があるのかなど相談したいと思っている。結果については、また改めて報告させていただく。

(西岡委員)

学習の場や機会の提供について。保育所では夜7時まで子どもたちを預かっているが、学童保育は午後6時30分までとなっており、学童だと30分早くお迎えに行く必要がある。他の会議でも市民の代表の方が意見されていた。たとえ30分であっても延長することはできないか。学習の場、機会の提供という点を踏まえて、ご検討いただきたい。

また、学習支援、食の提供を伴う子どもの居場所づくりについても、学童に行っている子どもが子ども食堂に食べに行くのは物理的に大変。子ども食堂の件数も増えていない。他の自治体では宅配や家庭に届けるなどしているそうだが、東大阪市でも現実的にできるのか。

さらに、学習支援においても、委託で学童の部屋を使って学習支援できるかどうか、そのあたりについても今後検討をお願いしたい。

加えて、資料D「社会的養育推進に向けての本市の検討課題」の6ページ目、社会的養育推進に向けての検討課題の⑩一時保護所のあり方であるが、一時保護所では保育士を配置することになるかと思うが、一般的に保育所勤務の保育士と社会養護の施設勤務保育士の給料では保育所勤務の方が給料が良い。雇用条件を考えておかないと求人しても人が集まってこないのではないかと思う。給与面についてもご検討いただいたほうが良いと思う。

(濱田委員)

私は視覚障害者だが、教育委員会にお願いしたい。他市では視覚障害者が実際小学校にうかがって、いろいろなお話をして交流の機会をもつことによって障害のある人のことを理解してもらうことができる。東大阪市では、今はどの方も小学校訪問ができていない。ぜひ、障害者と子供たちとの触れ合いができるようにしていただきたい。

(地域福祉室長)

ご指摘いただいた点についても、今後、福祉分野と教育分野で相談させていただこうと考えている。

(井上委員)

さきほどの生涯学習と福祉施策の関連性で授業時間数について言及されていたが、学校教育においては、福祉教育は人権教育の中で実施しているのではないかと理解している。

そのあたりのところで、資料E「生涯学習と福祉施策の関連性」には主な事業に福祉教育が書かれているが、これでいいのかどうか。教育委員会としてもこの言葉で時間数を出すのか、人権教育として、総合的な学習の時間でやっているということで説明していくのかは検討していただいてもいいのかなと思う。

(新崎委員長代理)

私は福祉教育を専門としているが、学校教育の中で福祉教育は必須ではない

ので、何時間やらなければならないというものではないが、学校教育においては、人権教育、特別支援教育、キャリア教育など、子どもたちが学ぶべきことについて様々な教育の方法があるので、そういったところも、これから福祉と教育の領域で議論していくことでより充実させていければと思う。

(吉邨委員長代理)

最後に。福祉計画を作ってくださった行政の各部署の担当者の皆さんの労力に敬意を表したい。また、本日出席された委員の皆さんも短い時間の中で厚い計画書を読んで検討し、ご意見を言ってくださった。こういう場が東大阪の福祉のレベルを上げていくのではないかと思う。行政もますます頑張ってもらいたいし、本日出席された皆さんも、今後も多方面からご意見をいただければと思う。

私個人としては、昨今テレビで子どもたちの悲しいニュースが多い中で、東大阪市に児童相談所ができることに期待している。児童相談所にお世話になる子どもたちが増えることは決して良いことではないが、セーフティネットとしてそういう施設ができるというのは良いことだと思う。

(閉会の挨拶：山本副市長)